

1. 日 時 平成30年7月31日(火) 14:05~14:45

2. 開催場所 市役所本庁舎2階 第4委員会室

3. 出席委員名(敬称略)

役職	氏名	出欠
会 長 (東北大学大学院 教授)	永富 良一	○
副会長 (仙台大学 教授)	仲野 隆士	○
委 員 (仙台市スポーツ推進委員協議会 理事長)	大林 一信	○
委 員 (東北電力株式会社 広報・地域交流部副部長)	加藤 靖一	○
委 員 (宮城教育大学 准教授)	神谷 拓	×
委 員 (仙台市レクリエーション協会 理事長)	小林 彰	○
委 員 (仙台市スポーツ協会 副理事長)	齋藤 明	○
委 員 (仙台市小学校教育研究会体育研究部会 常任委員)	佐藤 裕子	○
委 員 (仙台市議会議員)	鈴木 勇治	×
委 員 (東北福祉大学 特任准教授)	鈴木 玲子	○
委 員 (東北学院大学 教授)	高橋 信二	×
委 員 (東北生活文化大学 教授)	土井 豊	○
委 員 (仙台市障害者スポーツ協会 理事)	中嶋 嘉津子	○
委 員 (仙台市中学校体育連盟 会長)	日置 利道	○
委 員 (仙台市学区民体育振興会連合会 副会長)	堀江 新一郎	○
委 員 (NPO 法人キューオーエル 理事長)	横山 英子	×
委 員 (仙台市スポーツ少年団 本部長)	吉田 尚	○

4. 説明に出席した者の職・氏名

文化スポーツ部長	伊藤 勝也
スポーツ振興課長	及川 徹
スポーツ振興課企画係長	齊藤 淳志
スポーツ振興課主事	小峰 大地

## 5. 会議の経過

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 報告事項及び議事の内容

進行役：永富会長

議事録署名人の指名：大林委員

**永富会長**

それでは報告事項は事務局より報告を願います。

**事務局**

それでは事務局より2点ご報告させていただきます。

1点目といたしまして、「平成30年度主要事業等について」ご報告いたします。資料4をご覧ください。平成30年度の主要事業として、仙台市の主催事業と共催事業をまとめております。「A. 国際・全国スポーツイベント」、「B. 市民参加型イベント」、2ページ～3ページ目の「C. 地域スポーツ大会」につきましては、すべて昨年度も実施している事業になります。記載事業の中から一部の事業について、ご報告申し上げます。

それでは資料4、1ページ目をご覧ください。

「A. 国際・全国スポーツイベント」、1番の「第28回仙台国際ハーフマラソン大会(杜の都ハーフ)」は、5月13日に開催され、今年も2キロの部、5キロの部、ハーフマラソン車いすの部、ハーフマラソン一般の部、ハーフマラソン日本陸連登録競技者の部の5つのカテゴリーで行われました。当日の天気は曇り、ランナーの方々にとっては走りやすい天気のなか、総勢13,228名のランナーの方々にご参加をいただきました。

続きまして、3ページ目をお開きください。

「D. その他」、1番の「羽生結弦選手『2連覇おめでとう』パレード」は、4月22日に南町通り交差点～仙台市役所前を会場として、開催されました。当日は4月としては観測史上最高となる、最高気温29.9度という暑さの中、市内のみならず全国各地、また海外から、総勢108,000人の皆様にお越しいただきました。パレードは、ボランティアを含めたスタッフの適切な誘導により、大きな混乱もなく、円滑に実施されました。パレード終了後、路上のごみが非常に少なかったことから、メディア等では観客のマナーの良さが大きく取り上げられました。

以上が「平成30年度主要事業等について」の報告でございます。

続きまして、報告事項2点目といたしまして、「平成30年度スポーツ関係団体への補助金交付について」ご報告いたします。

資料5をご覧ください。平成30年度のスポーツ関係団体への補助金の交付をまと

めております。仙台市のスポーツ関連5団体である、仙台市学区民体育振興会連合会、仙台市レクリエーション協会、仙台市スポーツ協会、仙台市中学校体育連盟、仙台市スポーツ推進委員協議会への交付予定額となり、昨年度と同程度を予定しております。

以上で報告を終わります。

永富会長

ありがとうございます。ただいまの報告事項につきまして、質問、ご意見はございませんでしょうか。

委員一同

なし。

永富会長

ないようですので、続いて議事に入らせていただきます。議事（1）「仙台市スポーツ賞功労賞の運用の見直し」についてですが、まずは事務局より資料の説明を願います。

事務局

はい、それでは事務局より議事（1）「仙台市スポーツ賞 功労賞の運用の見直し」についてご説明いたします。

資料6をご用意下さい。

こちらの議題ですが、昨年度ご審議いただきました仙台市スポーツ賞 功労賞の運用の見直しにつきまして、審議の中で委員の皆様よりご指摘いただきました2点の事項につきまして、今後どのように運用していくか、ご説明するものでございます。議事に入る前に、昨年度審議いただきました内容を簡単におさらいさせていただきますと思います。

仙台市スポーツ賞 功労賞におきましては、表彰基準といたしまして、地域のスポーツ活動支援などを、継続的な活動年数の目安として5年程度、取り組んでいらっしゃる方を対象とすると定めてあったものを、より長期の40年という期間取り組んでいらっしゃる方々を対象にするということで、この審議会においてご審議いただきました。

その際、表彰対象となる継続活動につきましては、例えば、様々なスポーツ関係団体等の役職に就いているということではなく、あくまで監督や審判など現場における活動を継続的に取り組んでいらっしゃる方を対象としたいと、この審議会においてご議論いただきました。これまでは国際大会などの非常に大きな大会において、審判や監督をされるなど特別な功績をあげた方のみが対象となっていた運用から、長きに渡って地域のスポーツ振興にご尽力いただいた方を、表彰してまいりたい、そのように運用の見直しをいたしたところでございます。

これを受けて、40年間継続してそういった活動をされている方が、どの程度いらっしゃるか、確認しましたところ、可能性としては相当数、100人～200人の間くらい、いらっしゃるということがわかりましたことから、単年度にこれ

らの対象の方をすべて表彰するとなると、表彰の運用につきましても支障をきたしますことから、受賞者の上限を単年度においては40人を上限とするとご審議いただいたところでございます。

このような運用の見直しにつきまして、審議会でご指摘いただきました2点の検討事項のうち、一つが、「受賞対象となる功績とその他活動の関係について」でございます。

具体的には先ほど、この賞の対象としては、スポーツ関係団体の役員等の活動は対象としないのご説明いただきましたが、例えば現場で継続的に監督として、スポーツ少年団等でご指導されている方が、仮に各団体においてそういった役員などに就いた場合にどうなるかと、ご指摘をいただいたところでございます。

これにつきましては、事務局の中で検討いたしまして、あくまで現場における活動に焦点をあてて表彰してまいりたいと、そういう趣旨であることに鑑みまして、その他の活動、つまり対象の方が各団体における役員に就かれたとしても、それをもって、その方の現場での活動における功績が排除されるものでないこととし、推薦の理由として、現場での活動をもって各団体から推薦いただければ対象としていくこととしたいと考えております。なお、その際、現場でどういった活動を具体的にされているのかについては、推薦いただく各団体から候補者としてお出しいただく際に、詳しくご説明いただけるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目ですが、各団体における推薦手続き、例えば初年度推薦した方が、万が一表彰から漏れてしまった場合、次年度以降も継続的に手続きをしなければならぬか、という質問でございました。

先ほどご説明申し上げましたとおり、仮に各団体より多数の方の推薦があった場合には、40人を上限とすることとなりました。

この2点目における対応といたしまして、各団体からご提出いただきました推薦書につきましては、一年経過すれば対象の方の活動年数ですとか、表彰対象となる履歴も変わりますことから、各団体様にはお手数おかけいたしますが、上限の関係により表彰から漏れた方を、翌年度推薦される場合には、その都度推薦いただくというような形で、お願いしてまいりたいと考えております。

以上の2点が昨年度の審議会においてご指摘いただいた事項でございます。ただいま申し上げました運用で、事務局として対応してまいりたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願いたします。

事務局からの説明を終わります。

永富会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご意見やご質問等ございませんでしょうか。

委員一同

なし。

永富会長

それでは、事務局よりご説明のありました「仙台市スポーツ賞功労賞の運用見直し」につきましては、事務局提案のとおり対応していくことといたします。

続きまして、議事（２）「仙台市スポーツ賞 大賞の運用見直し」について、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局

それでは議事２「仙台市スポーツ賞大賞の運用の見直し」についてご説明いたします。

資料につきましては、資料７をお手元にご用意いただきまして、それと付属資料として、別紙として本スポーツ賞に関する要領などもお手元にご用意させていただいておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

今回ご説明いたします本議題につきましては、事務局から新たにお諮りさせていただくものでございますけれども、お諮りするに至った経緯について概略をご説明いたします。

本件を検討するに至ったきっかけは、本年、１月の卓球全日本選手権男子シングルスにおきまして、本市ご出身の張本智和選手が、史上最年少での優勝を果たされたことでした。大会後、ご本人が仙台に足を運ばれる機会があるという情報を入手いたしましたことから、この機会に、本市として、そのご活躍を讃えることを検討いたしました。皆様もご存知のとおり、「仙台市スポーツ賞」では、“市内在住”を始めとする住所要件を定めていることから、現在練習の拠点を東京に移していらっしゃる張本選手は、本制度による顕彰の対応が困難でございました。一方、住所要件を課さない制度として、“賛辞の楯”というものがございまして、４月には羽生結弦選手にこの“賛辞の楯”を送らせていただき、ご功績を讃えたところでございますが、本制度につきましては、オリンピックにおける金メダリストなどを対象としていることから、内部で今回の張本選手のご功績に対しましてはいかがか検討をいたしましたところ、“賛辞の楯”での対応は難しいとの結果になったことを受けまして、張本選手には臨時的な記念品を市長よりお渡しさせていただいて、対応したところでございます。

今後、２年後の東京におけるオリンピック・パラリンピックに向けて、今回の張本選手のように本市にゆかりのある選手が活躍されるというケースがさらに出てくるのではないかと想定され、そういったところを視野に入れた時に、今回のような臨時的、特例的な対応ではなく、例えば「仙台市スポーツ賞」における「大賞」の運用を見直すことによって、何とか対応できないかと、そういったことでこの度お諮りするに至ったものでございます。

それでは、お手元の資料７をご覧ください。

ただいま冒頭の経緯説明により、「1. 概要」、「2. 背景」の途中まで簡単にお話をさ

せていただきました。

改めて、ポイントを整理いたしますと、「2. 背景」の箇条書き3つ目に記載いたしておりますとおり、本市にゆかりのある、例えばオリンピックにおいて入賞が予想される有力な選手については、冒頭お話いたしました張本選手のように、練習環境などを求めて市外を活動拠点に移すケースが今後ますます増えてくると想定されますが、そのような選手であっても、過去の事例に鑑みた際、表彰に足る成績を挙げた場合には、住所要件の枠外とすることができないか、さらに、箇条書きの6つ目に記載いたしておりますとおり、仮に、そのような方を表彰できるようになった場合には、ご本人が来仙される時期などに、できれば直接顕彰することによって、より表彰としての意義や、他の選手に対する周知効果をより最大化できる手法を、適宜対応することができないか、そのようなことについて、考えてまいりたいと思います。

以上のようなポイントを踏まえまして、3の論点をご覧ください。

まず「①住所要件に関する」規程についてですが、これについては矢印マーク2つ目に記載のとおり、もともとスポーツ賞の要領に例外規程がございまして、市長が特に認める場合には、表彰できると規定されておりますことから、住所要件の枠外とすることは可能と考えております。ただ、いたずらにこの規程を用いるのではなく、一定程度の基準をもって例外対応することにいたしたいと考えております。

次に「②候補者の推薦」についてですが、通例、スポーツ賞の表彰は、諸団体からの推薦を経て対応しております。この点、例えば、この度の張本選手のように、対象事案が突発的に発生したときに、同じように推薦の手続きを取る必要があるかどうかについて、整理が必要と考えております。

これについては、矢印マーク3つ目に記載しておりますとおり、規程上、推薦については、必須のものとはなっておりませんので、一定程度の方針を事前に皆様と共有しておくことにより、事務局より該当する選手が現れた時に提案することは可能と考えております。

そして「③候補者の審査」については、通例、本審議会での審査を経ておりますが、突発的な事案について、都度、本審議会を招集する必要があるかどうか、次に論点となってくると考えております。

この点は、矢印マーク3つ目に記載しておりますとおり、規程上、審議会の会長を中心とする簡易な枠組みとして「審査会」というものを本市議会の枠内に設けておりますので、この枠組みを活用することによって時宜を踏まえて対応することが可能と考えております。

最後の論点「④顕彰の方法」についてでございます。ご存知のとおり、スポーツ賞の表彰につきましては、毎年「表彰式」を開催しておりますが、この点については規程上、式典を開催することは要件となっておりますので、矢印マーク2つ目に記載のとおり、例えば、選手ご本人がご来仙するときなどを捉えて、個別に表彰することは可能となっております。

以上の論点を踏まえ、「4. 対応」として、事務局として考えておりますのは、まず「①住所要件」につきましては、過去の「大賞」事例に相当するような事案があったときのみ、例外的に住所要件の枠外として対応をしてみたいと考えております。

具体例といたしましては、ローマ数字のⅠ、Ⅱで記載しておりますが、一つ目の要領第2条（2）アに掲げる競技大会、これはオリンピックやパラリンピックのような世界規模の大会のことを指しておりますけれども、これまでそういった大会で入賞した場合は、栄光賞としてきましたが、優勝した場合は大賞としてまいりたいと考えております。

二つ目のローマ数字Ⅱですが、要領第2条（2）イに掲げる競技大会、こちらは国体をはじめとする、国内における最大級の規模の大会のことを指しておりますが、そういった大会で優勝した個人や団体には、栄光賞の対象としておりますが、特筆すべき成績により、具体的にはこの度の張本選手のように、史上最年少であるとか、単に優勝するのだけではなく、類似のケースは簡単には起きないであろう特筆すべき成績があった場合にこの住所要件の枠外という形で例外的な対応をしてみたいと考えております。

そして、「②候補者の推薦」については、今申し上げたような事案が発生した場合に事務局から随時ご提案していきますとともに、その審査については「③候補者の審査」にありますとおり、まずは「審議会」における審査を基本としつつ、急を要するような事案の場合には「審査会」で対応をしてみたいと考えております。

そして、「④顕彰の方法」については、ご本人がご来仙する機会など、表彰による周知効果が高いと思われる時期に、適宜対応をしてみたいと考えております。以上のような「仙台市スポーツ賞」の「大賞」に関する運用見直しについては、本審議会におけるご了承が得られましたら、適宜、対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

永富会長

議事（2）に関しましてご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご意見やご質問等ございませんでしょうか。

日置委員

要領第3条（5）の「その他市長が認めた者」に関して、事務局より提案いただいた、住所要件の枠外として例外的に表彰できる基準については、何かの形に残しておくのでしょうか。例えば、要領第3条（5）のところにその基準を記すなど。

事務局

この対応案につきましては、要領に書き込むということではなく、本審議会の議事録として残し、事務局の運用に引き継いでいくという形にしたいと考えております。そういう意味では、内規という形で、書面上事務局で継承していきたいと考えております。

吉田委員

別紙2に記載の仙台市体育協会の名称を、仙台市スポーツ協会に修正してください。審査会の設置については、要領などどこかに明記した方がよいのではないのでしょうか。

事務局

失礼いたしました。団体の名称については修正いたします。  
審査会につきましては、要領第6条に記載がございます。

事務局

これまでは、要領第3条（5）その他市長が認めた者という規定は、まったく運用しておりませんでした。別紙3に記載している、過去の大賞受賞者に相応する成績を残しながらも、市内に住所を有しない、市内の学校に在籍していないという方は、その要領によって対象外としてしまっていたので、誰が見ても文句ない成績を残された方に対しては、要領第3条（5）の規定に基づき、審議会、その暇がない場合は審査会で審議いただき、表彰していきたいと考えております。

永富会長

そのほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員一同

なし。

永富会長

それでは、議題としては以上となりますので、議事を終了したいと思います。事務局に進行をお返しいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、本日ご審議いただきました内容に基づきまして、「仙台市スポーツ賞」の「大賞」および「功労賞」につきまして、対応してまいりたいと存じます。  
次回、第二回審議会の日程につきましては、例年同様、12月下旬を予定しております。日程が決まり次第、改めてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本審議会における本日の議事は終了となりますが、最後にこの場をお借りいたしまして、皆様にご報告が1件ございます。皆様もご承知おきのとおり、本審議会における皆様の任期は本年11月17日までとなっております。

本市における、審議会の運用上、永富会長、小林委員、中嶋委員につきましては、今期をもってご退任となりますことから、この場にて一言ご挨拶をいただければと存じます。

(4) 退任者あいさつ

(5) 閉会